

## 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る施行状況

## 【 1 】大気汚染防止法

## 1 . 届出状況

## ばい煙発生施設

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成 12 年度	214,702	183,959	30,743	91,451
平成 13 年度	214,820	183,107	31,713	90,542
平成 14 年度	215,161	181,384	33,777	91,010
平成 15 年度	214,157	178,057	36,100	91,020
平成 16 年度	216,954	178,903	38,051	92,154

(注 1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注 2) 電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に関する届出を行うばい煙発生施設等(大気汚染防止法の届出の規定は適用されない)

## 一般粉じん発生施設

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成 12 年度	62,369	60,467	1,902	9,125
平成 13 年度	63,633	61,505	2,128	9,431
平成 14 年度	64,514	61,867	2,647	9,625
平成 15 年度	65,437	62,587	2,850	9,715
平成 16 年度	65,556	62,407	3,149	9,944

## 特定粉じん発生施設

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成 12 年度	1,556	207
平成 13 年度	1,236	192
平成 14 年度	1,137	181
平成 15 年度	929	158
平成 16 年度	555	113

(注)「特定粉じん」とは石綿(アスベスト)をいう。

## 2. 規制事務実施状況

### (1) 立入検査

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	23,023	23,841	21,074	20,700	19,184
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,978	2,170	1,807	1,801	1,731
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	162	78	98	95	65
特定施設 <sup>(注)</sup> 設置工場・事業場	152	196	44	80	74
合 計	25,315	26,285	23,023	22,676	21,054

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置の規定が適用される施設である。

### (2) 行政処分

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数 (ばい煙発生施設)	5	4	1	4	3
事故時の措置命令施設数 (特定施設)	0	0	0	1	0
その他の命令施設数	0	0	0	1	0
合 計	5	4	1	6	3

### (3) 勧告その他の行政指導

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO <sub>x</sub> 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	1	0	0	3	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	517	619	528	484	485
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	40	38	57	50	44
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	1	0	0	0	1
その他の行政指導施設数 (特定施設)	0	0	0	1	0
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	2	1	0	3	0
合 計	561	658	585	541	530

(注1) (\*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6(施行令附則第4項関係)に係る施設をいう。

## 【 2 】 水質汚濁防止法

### 1 . 届出状況

年度	特定事業場数
平成 12 年度	298,245
平成 13 年度	297,973
平成 14 年度	296,157
平成 15 年度	293,481
平成 16 年度	292,379

### 2 . 規制事務実施状況

#### ( 1 ) 立入検査

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
立入検査件数	63,016	59,980	55,332	52,246	47,972

#### ( 2 ) 行政処分

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
計画変更命令件数	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数	47	42	42	40	40
地下水浄化措置命令件数	0	0	0	0	0
緊急時の措置命令件数	0	0	0	0	0
合 計	47	42	42	40	40

#### ( 3 ) 行政指導

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政指導件数	8,850	7,807	8,519	7,527	7,112

(参考)

## 大気汚染防止法・水質汚濁防止法の概要

### 【1】大気汚染防止法

#### 1. 目的

大気汚染防止法は、昭和43年6月に制定された。この法律は  
工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制すること  
有害大気汚染物質対策の実施を推進すること  
自動車排出ガスに係る許容限度を定めること  
等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、  
大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としている。

#### 2. 構成及び体系

##### (1) 構成

法は6章37条と附則から構成されている。

##### 第1章(総則)

法の目的及び用語の定義等を定めている。

##### 第2章～第2章の4(ばい煙の排出の規制等/揮発性有機化合物の排出の規制等/粉じんに関する規制/有害大気汚染物質対策の推進)

工場や事業場等から大気中に排出されるばい煙等に係る排出規制及び事故時の措置等について定めている。

##### 第3章(自動車排出ガスに係る許容限度等)

自動車排出ガス対策について定めている。

##### 第4章(大気の汚染の状況の監視等)

大気汚染の状況の監視、緊急時の措置等について定めている。

##### 第4章の2(損害賠償)

大気汚染物質による健康被害に対する事業者の無過失責任等について定めている。

##### 第5章(雑則)

報告の徴収や立入検査の権限等について定めている。

##### 第6章(罰則)

排出基準や届出、計画変更命令等への違反に対する罰則を定めている。

##### 附則第9～11条

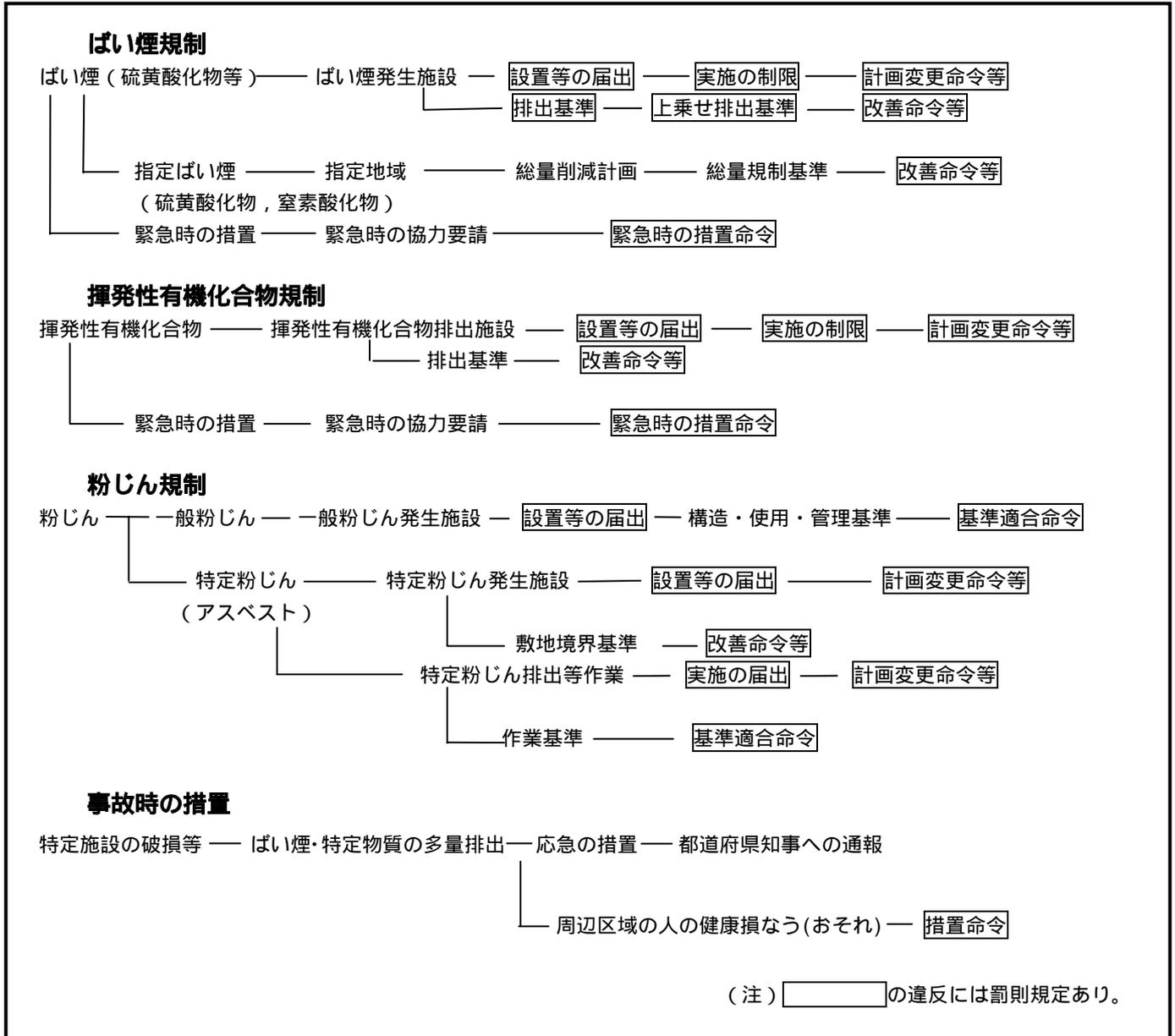
有害大気汚染物質のうち政令で定める指定物質に係る対策を定めている。

(2) 体系

固定発生源から排出される大気汚染物質については、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制対象物質は、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、有害大気汚染物質である。

大気汚染防止法の体系を図1に示す。

図1 大気汚染防止法の体系



### 3．ばい煙等の排出に対する規制

#### (1) ばい煙

法で定めるばい煙発生施設等を設置する者は、ばい煙に係る排出基準を遵守しなければならない。

ばい煙とは、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいう。これらの物質については、遵守しなければならない排出基準が定められている。

ばい煙に係る排出基準は、大別すると次のとおりである。

排出基準：ばい煙発生施設ごとに国が定める排出基準

特別排出基準：大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい排出基準（硫黄酸化物、ばいじん）

上乘せ基準：排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域について、都道府県が条例によって定めるより厳しい排水基準（ばいじん、有害物質）

総量規制基準：上記に掲げる施設ごとの排出基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域について、大規模工場に適用される工場ごとの総量基準（硫黄酸化物、窒素酸化物）

#### (2) 揮発性有機化合物

2004年5月に大気汚染防止法が改正され、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物についての排出規制が追加された(2006年4月1日施行)。

排出基準が適用される施設は、VOCの排出量が多い工業用の洗浄施設（VOCを蒸発させるための乾燥施設を含む。）等の「揮発性有機化合物排出施設」である。

これらの施設を有する工場に対して、排出口からの排出濃度の遵守等の義務が課せられている。

#### (3) 粉じん

粉じんは、燃焼以外の過程から発生する粒子状の物質をいい、「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分される。特定粉じんには石綿が指定されており、一般粉じんは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

一般粉じんについては、一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準が適用される。

特定粉じんについては、特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場に対し、その敷地境界線における大気中濃度の基準が適用される。

#### 4．排出基準の遵守等のための措置

##### (1) 事前届出制

ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置の60日前までにばい煙発生施設の種類及び構造、ばい煙の処理の方法等を届け出なければならない(既に設置している施設の構造、使用の方法を変更するときも同様)。揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設についても同様の規定である。

##### (2) 計画変更命令等

ばい煙発生施設の届出を受けた都道府県知事は、そのばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生に係る排出基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設についても同様の規定である。

##### (3) 改善命令等

都道府県知事は、ばい煙排出者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、ばい煙排出者に対し、期限を定めてばい煙の処理の方法、ばい煙発生施設の構造などの改善、又はばい煙発生施設の一部使用停止を命ずることができる。揮発性有機化合物及び特定粉じんの基準違反についても同様の規定である。なお、ばい煙の排出基準及び総量規制基準への違反に対しては、直罰規定が設けられている。

一般粉じん発生施設に係る施設基準を遵守していない場合、都道府県知事は、期限を定めて施設基準に従うべきことを命じ、又は一般粉じん発生施設の一部使用停止を命ずることができる。

#### 5．事故時の措置

ばい煙発生施設又は政令で定める特定の物質を発生する施設の設置者は、事故によりばい煙等の物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、応急の措置を講じるとともに、都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 【 2 】水質汚濁防止法

### 1 . 目 的

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）は、昭和 45 年 12 月に制定され、翌年の 6 月 24 日に施行された。

この法律は、

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること

地下に浸透する水の浸透を規制すること

生活排水対策の実施を推進すること

等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、

工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること

を目的としている（法第 1 条）。

### 2 . 構成及び体系

#### （ 1 ）構成

法は、6 章 35 条と附則から構成されている。

##### 第 1 章（総則）

法の目的及び用語の定義等を定めている。

##### 第 2 章（排出水の排出の規制等）

特定事業場から公共用水域に排出される排出水の水質に係る規制、有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の規制及び事故時の措置等について定めている。

##### 第 2 章の 2（生活排水対策の推進）

生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するための生活排水対策の制度的枠組みについて定めている。

##### 第 3 章（水質の汚濁の状況の監視等）

都道府県知事による公共用水域や地下水の水質の汚濁の常時監視、緊急時の措置等について定めている。

##### 第 4 章（損害賠償）

排出水等による健康被害に対する事業者の無過失責任等について定めている。

##### 第 5 章（雑則）

報告の徴収及び立入検査の権限等について定めている。

##### 第 6 章（罰則）

排水基準や届出、計画変更命令等への違反に対する罰則を定めている。



### 3．排水水に対する規制

法による排水規制の対象は、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から公共水域に排出される水（排水水）である。特定施設は、健康項目及び生活環境項目に関する物質を含む汚水又は廃液を排出する施設が指定されている。

排水水に係る排水基準は、大別すると次のとおりである。

一律排水基準：国が定める排出基準（BOD等の生活環境項目に係る一律排水基準は1日当たりの排出量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場には適用されない。）

上乘せ基準：一律排水基準では水質汚濁防止が不十分な水域について、都道府県が条例で定める一律排水基準より厳しい排水基準

総量規制基準：上記に掲げる排水基準のみでは環境基準の確保が困難な水域について、特定事業場の排水水に含まれる汚濁物質の負荷量を規制する排水基準

### 4．排水基準の遵守等のための措置

#### （1）事前届出制

特定施設を設置しようとする者は、設置の60日前までに特定施設の種類及び構造、排水水の処理の方法等を届け出なければならない。既に設置している施設の構造、使用の方法等を変更するときも同様である。

#### （2）計画変更命令

特定施設の届出を受けた都道府県知事は、その特定事業場から排出される排水水が排水基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

#### （3）改善命令等

都道府県知事は、排水水を排出する者が排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、排水水排出者に対し、期限を定めて汚水等の処理の方法、特定施設の構造などの改善、又は特定施設の一時使用停止等を命ずることができる。なお、排水基準への違反に対しては、直罰規定が設けられている。

### 5．地下浸透規制

平成元年6月28日に公布された改正水質汚濁防止法に、地下水の汚染の未然防止を図るための所要の規定等が追加された。

地下浸透規制の対象となる水は、有害物質を製造、使用等する特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する事業場から地下に浸透する水で、有害物質特定施設に係る汚水等を

含むもの（特定地下浸透水）である。

特定地下浸透水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に当該施設の設置に関し、届け出ることが義務付けられている。

## 6．事故時の措置

特定事業場の設置者は、事故により有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。